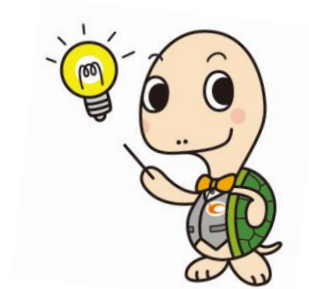


令和6年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

公的年金制度について



物知りの
年金コンシェルジュ
「かめるん」

公立学校共済組合広島支部長期給付係

公的年金制度について

- 1 公的年金のしくみ
- 2 退職（一般組合員の資格喪失）後の年金制度
- 3 年金を受け取るための手続

（注）本資料は令和7年1月時点の情報で作成しています。
社会保険制度の改正により、皆様に年金が支給される際には、制度等が変更されている可能性があることに御留意ください。

参考資料

「詳細版資料」

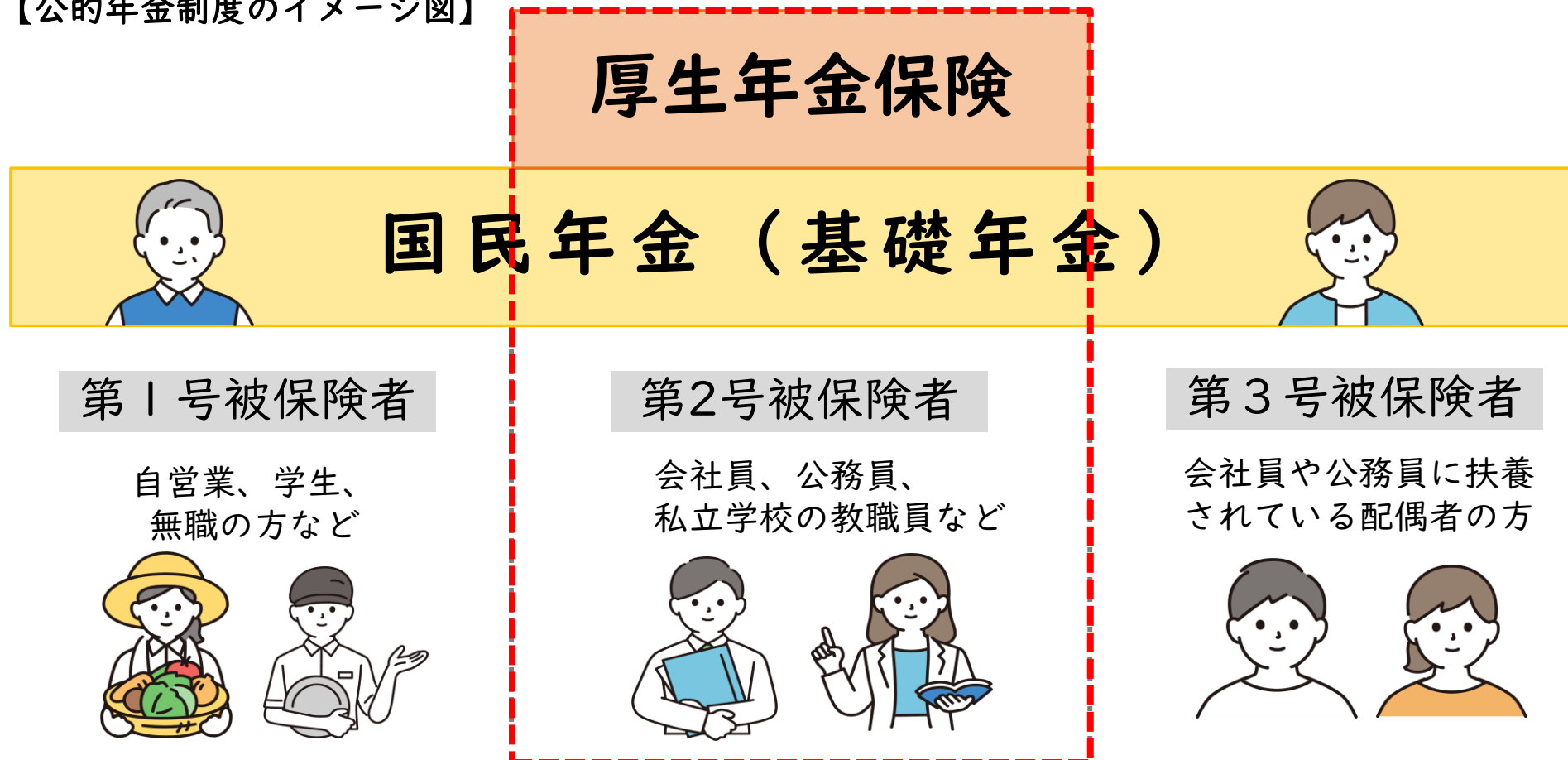
- … 資料「一般組合員の公的年金制度と年金の請求手続【詳細版】（令和7年2月）」
(https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/content/files/r6taisyoku_syousai3.pdf)

「本部HP」

- … 公立学校共済組合本部（東京）のホームページ
「年金制度について」 https://www.kouritu.or.jp/kumiai/index.html#anc_04

1 公的年金のしくみ

【公的年金制度のイメージ図】



参考）詳細版資料 P2「Ⅰ 公的年金制度の仕組み」「§ 1 公的年金制度」

参考）本部HP「年金のしくみ」<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/index.html>

1 公的年金のしくみ

【公的年金の給付の種類】

給付理由	国民年金制度	厚生年金制度
<u>高齢になり、会社を退職する</u> <u>などして所得が低くなっ</u> <u>たときの生活の支えとなる</u> <u>もの</u>	老齢基礎年金	老齢厚生年金
<u>事故や病気などにより障害</u> <u>を負った場合の生活の支え</u> <u>となるもの</u>	障害基礎年金	障害厚生年金
<u>家族が亡くなったときに、</u> <u>残された家族の生活の安定</u> <u>のために支給されるもの</u>	遺族基礎年金	遺族厚生年金

参考）詳細版資料 P6 「Ⅰ 公的年金制度の仕組み」「§ 3 年金の給付事由と種類」

1 公的年金のしくみ

【老齢年金】

	老齢基礎年金	老齢厚生年金
支給要件	・ 支給開始年齢（原則65歳）に達していること。 ・ 公的年金（国民年金と厚生年金）の加入期間が、10年以上（納付免除期間を含む）であること。	
		・ <u>加入期間が、1月以上</u>（特別支給の老齢厚生年金（※）は1年以上）であること。 ※「特別支給の老齢厚生年金」 昭和36年4月1日以前に生まれた方に、61歳～64歳（生年月日により支給開始年齢が異なる）から65歳になるまでの間に支給される。
支給額	・ 40年間（20～60歳）保険料を納付した場合、令和6年度の場合 年額816,000円（※）。 ※昭和31年4月1日以前生まれの方は、年額813,700円。	・ 厚生年金保険に加入していた時の報酬額や、加入期間等に応じて計算。

参考）詳細版資料 P3「Ⅰ 公的年金制度の仕組み」「§ 1 公的年金制度 5 老齢厚生年金について」、P10～「§ 4 年金の支給 5 老齢厚生年金の支給額」、P17～「Ⅲ 退職後の年金と請求手続等」「§ 9 老齢厚生年金の支給調整」

参考）本部HP「老齢年金のしくみ」<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/index.html>

1 公的年金のしくみ

【老齢年金の受取の繰上げ・繰下げ】

	繰上げ受給	繰下げ受給
支給開始	60歳～64歳 「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を <u>同時に繰り上げる必要あり</u>	66歳～75歳 (※) ※受給権発生から最大120月（昭和27年4月1日以前に生まれた方は60月）まで 「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」 <u>単独での繰下げが可能</u>
増減割合	繰り上げた月数×0.4% (※) が 減額 ※昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%	繰り下げた月数×0.7% が 増額
	減額及び増額は一生続く	
請求方法	<u>繰上げを希望する時期より前に以下へ連絡</u> <u>在職中</u> 公立学校共済組合広島支部 <u>退職後</u> 公立学校共済組合本部 <u>→送付された請求書により繰上げを申請。</u>	<u>65歳の「老齢厚生年金」請求時に、希望する場合は、</u> <u>繰下げ申請を選択。</u>

参考) 詳細版資料P15～「Ⅲ 退職後の年金と請求手続等」 「§8 年金の繰上げ(60歳以降)と繰下げ(66歳以降)」

参考) 本部HP「年金の支給の繰上げ」 https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/roureinenkin_kuiage/index.html

「年金の支給の繰下げ」 https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/roureinenkin_kurisage/index.html

1 公的年金のしくみ

【障害年金】

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	・保険料の納付要件を満たしている（一定期間保険料を納付している）こと。 ・<u>初診日</u>（※1）に、<u>国民年金に加入している</u>こと。 ・障害認定日（※2）に、障害等級1級又は2級に該当すること。	・<u>初診日に、厚生年金保険に加入している</u>こと。 ・障害認定日に、障害等級1級から3級のいずれかに該当すること。
支給額	1級 <u>年額1,020千円</u> + 子の加算 2級 <u>年額 816千円</u> + 子の加算 ※昭和31年4月2日以後に生まれた方の額。	・厚生年金保険に加入していた時の報酬額や、加入期間等に応じて計算。

※1 初診日 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

※2 障害認定日 原則として初診日から1年6か月を過ぎた日、または、1年6か月以内にその病気やけがが治った場合や症状が固定した日。

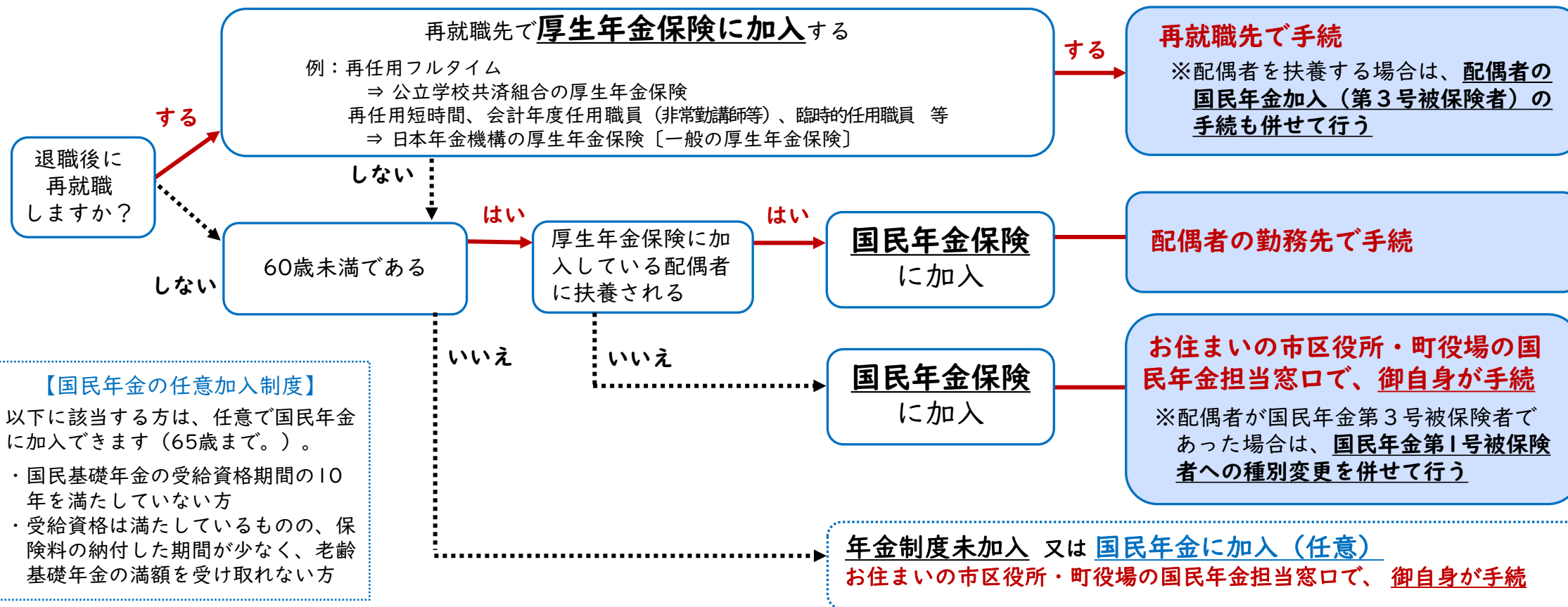
参考）詳細版資料 P20～「Ⅲ 退職後の年金と請求手続等」「§10 障害厚生年金」

参考）本部HP「障害の年金のしくみ」<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/shogainenkin/index.html>

2 退職(一般組合員の資格喪失)後の年金制度

参考

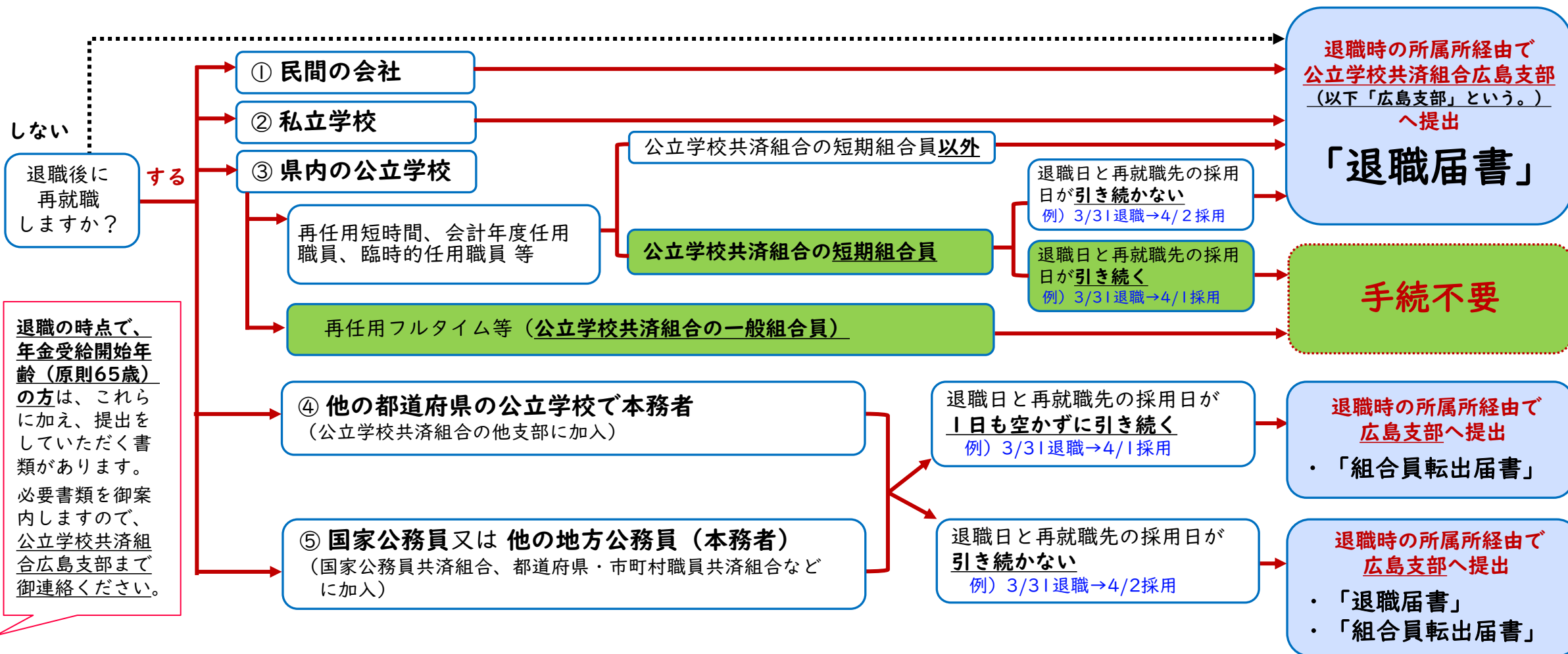
「再任用フルタイム」 暫定再任用フルタイム勤務職員（勤務時間：週38時間45分※定年前と同じ）
「再任用短時間」 暫定再任用短時間勤務職員（勤務時間：再任用フルタイムの3/4又は1/2）



参考）詳細版資料P5 「Ⅰ 公的年金制度の仕組み」「§ 2 国民年金の加入手続 3 退職後に加入する公的年金制度」

3 年金を受け取るための手続

〔公立学校共済組合の一般組合員が退職（資格喪失）した場合〕



3 年金を受け取るための手続

事例Ⅰ：退職後、県内の公立学校で再任用フルタイム職員として再就職

(アキオさんの場合)



- ・昭和38年9月17日生まれ
- ・退職後は、県内の県立高校で再任用フルタイム職員として勤務（公立学校共済組合の一般組合員）
- ・年金制度は、公立学校共済組合の厚生年金保険制度に加入
- ・年金は65歳から受け取る予定

引き続き、公立学校共済組合の一般組合員となるため、**定年退職時の年金に関する手続は不要。**

※65歳前に再任用フルタイムを終了する場合は、その時点で、「退職届書」を提出

【公立学校共済組合広島支部 ⇒ アキオさん】
誕生日の約1か月前に「**老齢年金の請求書**」を送付。

【アキオさん ⇒ 公立学校共済組合広島支部】
必要事項を記入した**請求書と添付書類を提出。**
※「繰下げ」を希望する場合は、この請求書でその旨申し出る。

【公立学校共済組合広島支部 ⇒ アキオさん】
再任用フルタイムの期間が満了する年度末に「**年金払い退職給付の請求書**」、「**年金改定書類**」等を送付（※）。

【アキオさん ⇒ 公立学校共済組合広島支部】
必要事項を記入した**請求書と添付書類を提出。**

※定年退職後、公務員として勤務されない場合（再就職しない、私立学校で勤務など）、
「年金払い退職給付の請求書」は「老齢年金の請求書」と同じタイミングで送付されます。

老齢年金の繰上げ請求可能。

60歳

一般組合員

61歳
定年

R7.3.31
定年退職
R7.4.1～
再就職

一般組合員

65歳

R10.9.16
年金受給権発生
(65歳の誕生日の前日)

一般組合員
(年金受給者)

期間満了

公立学校共済組合広島支部及び本部で受付・審査

【公立学校共済組合本部 ⇒ アキオさん】
年金額決定後、「**年金証書**」及び「**年金決定通知書**」を送付

「老齢年金」は、**R10.10月分が初回支給分**となり、**10・11月の2か月分の年金がR10.12.15以降に支給**

初めて、年金を決定する場合は、**請求から決定まで、4～6か月程度**の時間をいただきます。

- ・年金は、**受給権発生日の翌月分**から支給されます。
- ・年金の支給日は、**偶数月の15日**（原則）です。
- ・支給月の前月と前々月の2か月分の後払いです。



3 年金を受け取るための手続

事例2：退職後、県内の公立学校で会計年度任用職員として再就職

(ハルキさんの場合)



- ・昭和38年5月1日生まれ
- ・退職後は、県内の県立高校で非常勤講師（会計年度任用職員）として勤務（公立学校共済組合の短期組合員）
- ・年金制度は、日本年金機構の厚生年金保険制度に加入
- ・年金は65歳から受け取る予定

老齢年金の請求書は、直近(最終)に加入していた厚生年金の実施機関から送付されます



誕生日の約2～3か月前に

【**日本年金機構** ⇒ ハルキさん】

「老齢年金の請求書」を送付。

【**公立学校共済組合本部** ⇒ ハルキさん】

「年金払い退職給付の請求書」、「年金改定書類」等を送付。

【ハルキさん⇒ **日本年金機構・公立学校共済組合本部**】

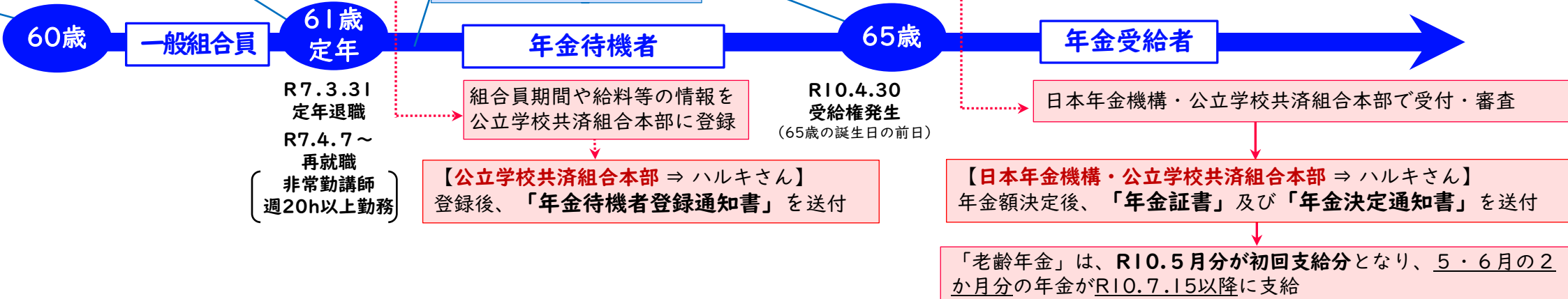
必要事項を記入した請求書と添付書類をそれぞれの送付元へ提出。

老齢年金の繰上げ請求可能。

【ハルキさん ⇒ **公立学校共済組合広島支部**】

退職時に「退職届書」（所属所経由）」を提出。

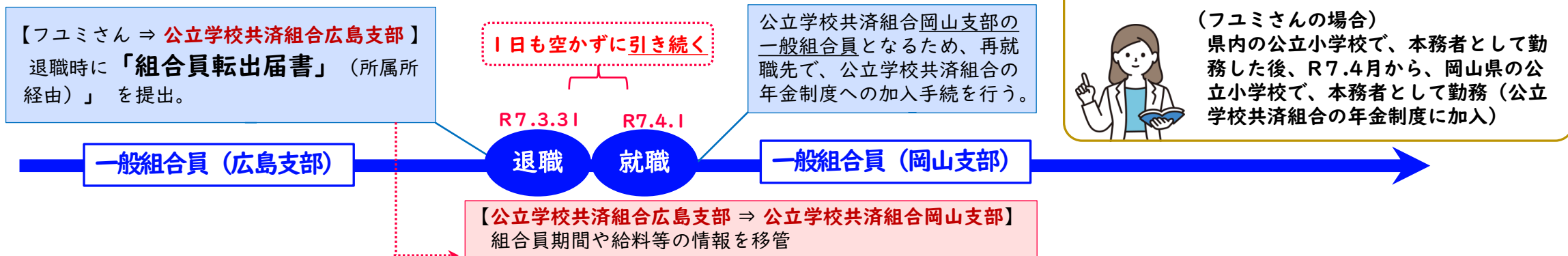
再就職先で、厚生年金保険制度への加入手続。



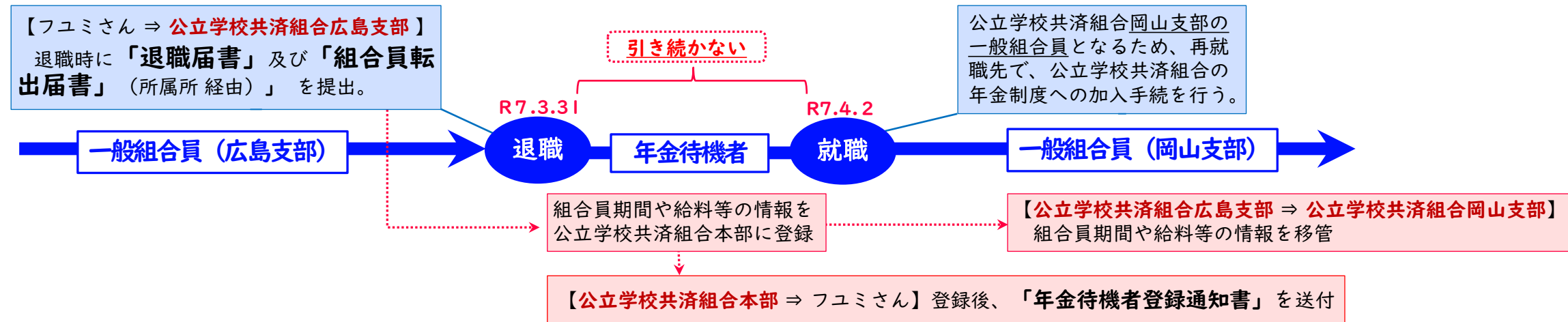
参考) 本部HP「年金払い退職給付のしくみ」<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/nenkinbaraitaishokukyufu/index.html>

3 年金を受け取るための手続

【退職日と採用日が1日も空かずに引き続く場合】



【退職日と採用日が引き続かない場合】



参考：公的年金の問合せ・請求先

公立学校共済組合		
広島支部 長期給付係 TEL 082-513-4959 〔月～金曜日の8時30分～12時、 13時～17時（祝日・年末年始は除く）〕	〒730-8514 広島市中区基町9-42 広島県教育委員会管理部健康福利課内（県庁東館6階） （ホームページURL） https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/index.html	●現職者、退職者（年金待機者となる前）の年金に関すること ●障害年金に関すること
本部 年金相談センター TEL 03-5259-1122 （本部年金相談専用電話） 〔月～金曜日の9時～17時30分〕 （祝日・年末年始は除く）	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5 （ホームページURL） https://www.kouritu.or.jp/	●退職者（年金待機者・年金受給者）の年金に関すること 〔・年金の繰上げ請求（退職後） ・氏名・住所変更 ・年金の受取金融機関の変更 ・年金の繰下げをしている方で、支給を希望される場合 など〕
日本年金機構		
ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165 又は 03-6700-1165	県内の年金事務所又は街角の年金相談センター https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/hiroshima/index.html 日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp/	●国民年金、厚生年金に関する一般的な問合せ

※詳細版資料 P26・27に参考として「公的年金の加入者及び実施機関」及び「広島県内の年金事務所」の一覧を掲載しています。